平成２７年（フ）第１５１号
長野県松本市大字島内895番地１　県営住宅Ｂ２－104
債務者　上村　　充
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第４６号
長野県下伊那郡高森町下市田1033番地
債務者　加山　達也
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第１０５号
三重県鈴鹿市末広南３丁目８番31号　ＰＬＡＮＤＯ　１－313、前住所愛知県岡崎市柱曙３丁目10番地６（サンシャイン柱　205）
債務者　成澤　竜二
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１２号
三重県鈴鹿市国府町2200番地の238、前住所三重県伊勢市大世古２丁目４番１号
債務者　中山朱美こと　関　　朱美
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１４号
三重県亀山市田村町240番地５
債務者　原　　裕子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３８５号
兵庫県尼崎市富松町４丁目６番21号
債務者　鈴木　智美
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２号
広島県三原市本郷南３丁目10番21号
債務者　新谷裕美子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第１７号
高知県安芸郡田野町2325番地
債務者　西岡　正勝
1　決定年月日時　平成27年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
高知県室戸市室津2169番地７
債務者　田川　　忍
1　決定年月日時　平成27年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第２２３号
大分市敷戸新町５番４－401号
債務者　浦松小百合
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２３７号
大分市三川下３丁目１番８号（さくらハイツ102）
債務者　佐藤　尚也
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２３８号
大分市三川下３丁目１番８号（さくらハイツ102）
債務者　佐藤　紀子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２５６号
大分市賀来南１丁目１番８－305号（アピアスＫａｚｕ　参番館）
債務者　松尾　朋範
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２０６号
宮崎県児湯郡新富町大字下富田4444番地11
債務者　白尾　次人
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６２号
宮崎県都城市前田町14街区10号
債務者　東　　みか
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第２４８号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目８番43号
債務者　濵田　豊望
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第８８号
富山市四方西岩瀬23番地69
債務者　柳瀬　光司
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８９号
富山県中新川郡上市町中開発46番地
債務者　白井　裕之
1　決定年月日時　平成27年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
富山地方裁判所民事部